



佐賀県公報

平成 24 年 3 月 30 日（金曜日）号外第 9 号

選挙管理委員会事項

地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（告示・9）

参議院佐賀県選出議員選挙又は佐賀県知事選挙における政見放送の一部改正（＼・10）

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の一部改正（＼・11）